

○松下議長 14番、市來利恵議員。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、初めに、子どもの発達や教育、幼児期から青年期まで継続した支援体制についてであります。

発達障がいとは、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、そのほかこれに類する脳機能障がいであって、その症状が通常、低年齢において発現するもの、発達障害者支援法における定義第2条よりと定義されております。これらのタイプのうち、どれに当たるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。

また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により診断名が異なることもあります。大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった、その人自身に目を向けることが一番大事であること。そして、その人その人に合った支援があれば、誰もが人間らしく、自分らしく生きていけるということです。

発達障がいとは、生まれつき脳の発達が通常と違っているために、幼児のうちから症状があらわれ、通常の育児ではうまくいかないことがあります。成長するにつれ、自分自身の持つ不得手な部分に気づき、生きにくさを感じることもあるかもしれません。ですが、発達障がいとは先天的なハンディキャップではなく、一生発達しないのでもありません。発達の仕方が通常の子どもと異なっていますが、支援のあり方によって、それがハンディキャップとなるのかどうかが決まると言えます。早期に気づき、その人その人に合った対応をすることが大事だと言われております。

また、保護者へのかかわりも重要となってきます。あくまでも、支援等の施策を講じるに当たっては、本人を含め、保護者の意思ができる限り尊重されなければなりません。障がいに対する理解や子育てに関することなど、常に、悩みを抱えないようにすることも必要です。

そこで、大事になってくるのが、早期の発見と支援体制ですが、1点目の質問として、現在の岩出市の取り組みについてお伺いいたします。

1、幼児期の相談窓口、また対応、そしてその後の支援についてどのようにして

いるのか、2、学齢期の相談窓口、対応、そしてその後の支援について、3、青年期の相談窓口、対応、その後の支援についてお聞きします。

2点目は、各機関との連携についてであります。

保育所入所前から、そして、保育所または幼稚園、公立、私立、市外保育所に入園するとき、また、そちらから小学校に上がるとき、小学校から中学校に上がるとき、子どもの成長とともにかかわりを持つ大人は変わってまいります。成長とともに支援についても変わってきますが、各機関の連携について、どのような対応を行っているのかをお聞きします。

3点目は、支援体制についてです。

これまでも、子どもの発達について、市民の方から相談が寄せられております。具体例を挙げますと、子どもの発達について、保育所で指摘され、市の相談機関、専門家の指導のもと、支援を受けていましたが、それも今後、継続、観察ということで終了し、保育所から小学校へと入学しました。入学してしばらくして、学校から発達について指摘され、専門家にかかるように言われ、行きました。ところが、その専門家もこのまま様子をというふうな形で継続という形になり、心配ないというふうに言われたそうです。その旨を、今度は学校に伝えると、また、違う専門家を紹介され、行ってきてくださいと言われた。その保護者からは、一体何を信じていいやら、誰を信じていいやら、どこに相談したらいいか、どうしたらいいのか、たらい回しされているみたいでというふうに悩んでおられました。

また、別の例では、市の乳幼児健診で、発達について指摘を受けました。しかし、そのことを通っている園に伝えると、先生から、大丈夫ですよと言われ、どっちを信じたらいいのかと悩んだというお話も聞いております。

子どもを持つ親にとって、発達への指摘に対し、理解し、受けとめることはつらいことです。しかし、早期の専門化に相談し、問題がなければ安心するし、問題が発見されれば、素早く対応することができます。一番大事なものは子ども。しかし、なぜ先ほど述べたように、保護者がいろいろと戸惑うのか考えたところ、1人の子どもの成長に合わせて各機関が連携がとれていないからではないか。それぞれの機関が、子どもの成長とともに、かかわりから離れてしまうからではないかと思っております。

市には、相談窓口、電話窓口など対応していただいているが、子どもの成長、保護者とのかかわりをずっと持ち続けてきたわけではありません。それでは、安心することもできません。1人の子どもの成長を保護者も含めて見守る体制が必要と考

えております。支援体制の充実について、市の考えをお聞きいたしたいと思っております。

○松下議長 失礼いたしました。一問一答方式ということでございますので、ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、子どもの発達や教育幼児期から青年期まで継続した支援体制をについて、一括してお答えいたします。

幼児期についてでございますが、保健推進課では、障がいの早期発見、早期対応と子育て支援を目的に各種乳幼児健康診査を実施しております。

その中で、フォローが必要な幼児について、運動や精神の発達相談を行い、必要に応じて医療機関や発達支援センター等、療育機関の紹介、また、各種フォロー教室への参加を勧奨します。

また、フォローが必要な幼児の保育所、幼稚園への入所、入園に際しましては、適切な集団生活ができるよう、保健推進課からこれらの施設に情報提供し、また、入所、入園後におけるフォローが必要な幼児への発達相談では、その場に担当保育士を同席させ、集団における幼児へのフォローについて指導を行ってございます。

続きまして、学齢期についてでございますが、保健推進課において発達相談事業、高機能自閉症の児童に対するセラピーを実施しております。

また、岩出障害児者相談・支援センターにおいて、フォローが必要な子どもについて、学校など教育機関、教育委員会と連携を図り、関係機関を集めたケース検討会を行い、情報を共有し、子どもの発達支援を図ってございます。

また、幼児期、学齢期にわたり、保護者の申請に基づき、療育の専門家が障がいのある子どもが日常的に過ごす保育所、幼稚園、学校等に出向き、教員等に助言を行う事業を福祉課において行っております。

続きまして、青年期についてでございますが、岩出障害児者相談・支援センターにおいて、発達につまずきがある方や障がいのある方の交流の場を提供し、相談員によるアドバイス等の支援を行ってございます。また、必要な社会資源の情報提供や紹介、同行などの支援を行っております。

なお、ひきこもりの一時相談窓口を福祉課に設置しております。

各機関の連携についてでございますが、乳幼児、学齢期、青年期等を通じた一貫した支援を行う市の総合窓口として、岩出障害児者相談・支援センターを設置しているものでございます。

同センターにおいて、全ての障がいのある方、発達につまずきがある方及びご家

族の相談に対応し、障がいのある方や発達につまずきがある方が地域で自立した日常生活、社会生活を営めるよう、助言及び福祉、保健医療、療育、就学、就労等の関係機関への紹介、同行などの支援を行っているところです。

今後とも、同センターを中心に、福祉課、保健推進課との連携はもとより、学齢期における教育委員会との連携、また、関係機関と連携しながら、支援体制を充実させてまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 市来議員ご質問の1番目、子どもの発達や教育、幼児期から青年期まで継続した支援体制をの義務教育期の状況について、一括してお答えいたします。

幼児期から青年期までの一貫した市の総合窓口につきましては、先ほど生活福祉部長がお答えしたとおり、岩出障害児者相談・支援センターであります。その中で、特に、学齢期の部分についてお答えさせていただきます。

まず、就学前の幼児につきましては、岩出障害児者相談・支援センターを初めとして、小学校、保健推進課、各保育所、幼稚園、特別支援学校幼稚部、障害児通園施設、医療機関等と連携し、特別な支援の必要な幼児を把握します。その後、学校と市教育委員会とで、当該幼児全員の様子を観察するとともに、必要に応じ、保護者とも面談を行った後、岩出市教育支援委員会、これは昨年度まで適正就学指導委員会と呼んでおりましたけれども、その委員会で、当該幼児の就学先や必要な支援等について検討しています。

岩出市立の小学校入学以降は、支援を要する児童生徒について、個別の指導計画を作成し、それに基づいて各学校の特別支援学級で必要な支援を受けながら学習する子どもと、通常の学級に在籍しつつ支援を受ける子どもがいます。相談窓口につきましては、保健推進課の発達相談、医療機関、子ども・女性・障害者相談センターなどがあり、本人と保護者だけでなく、必要に応じ、担任も同席して相談を受けていますが、これらの機関の総合窓口として、岩出障害児者相談・支援センターが位置づけられています。

小学校から中学校への接続につきましては、小学校就学前と同様に、岩出市教育支援委員会で再度検討するとともに、個別に小学校から中学校への引き継ぎを行っています。さらに、中学校から高等学校等への進学についても同様であります。

支援体制の充実につきましては、現在も十分に努めているところでありますが、市の総合窓口としての岩出障害児者相談・支援センターとの連携はもとより、LD

等通級指導教室担当者の育成のため、和歌山大学大学院で1、2年間、専門知識を学ばせるために、計画的に後継者を派遣するとともに、特別支援教育に関する教員研修を実施するなど、今後も支援体制の充実に努めてまいります。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 1点目の質問で、各機関との連携及び取り組みについて等々もお聞きいたしました。

発達障害者支援法の定義には、第3条で、国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2、国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期にその者の状況に応じて、適切に就学前の発達支援、学校における発達支援、その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3、発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4、国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等による発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局、その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。とあります。

各機関との連携、支援体制について、総合支援センターというものがあるということが言われました。しかしながら、これをどこまで市民が知っているのかというふうには、大変疑問が残ります。

先ほども、私、申し上げたとおり、現実には市民の皆さんから、そういったご相談、この発達に関する子育ての問題の相談、また、学校での指摘をされたことによる学校への不信感、または、乳幼児健診で指摘をされていながら、園に帰ると、大丈夫やから安心してと言われることに対しての不安感、不信感、そういったことが現実に起こっているということがあります。

そうした点では、この総合支援センターが本当によりよいものになっているのかということが1つ疑問を感じるわけです。

この問題、先進の地域という形で言いますと、各機関との連携、支援体制の充実については、全国でも先進自治体では、幼児期から、そして青年期まで継続した支援を行えるよう、新たな課というのを設け、対応するところも出てきています。例を挙げますと、滋賀県の甲賀市では、発達や教育、心理面で支援を必要とする人やその家族に対して、幼児期から学齢期、青年期を通して相談をずっと継続することができるように、福祉部と教育部の相談機能を一本化し、新たな発達支援課というのを、この4月から開設されておるそうです。

この問題というのは、何が一番大事なのかというのは、やはり発達障がいという問題は年々、研究が進んでいき、いろんな分野で勉強、研究というのがされてきてはおりますが、まだまだ、この先、いろんな形で知ってもらわなければならない分野でもございます。そうした意味では、行政がしっかりとした体制を整えること以外に、こうした問題というのは進まないと思っております。

やはり、私はこの総合支援センターというものを置いておりますが、主となっているのは、何なのか。そこには各機関がきちりと入って、その1人の子どもに対して、どういう体制を整えていくのかということとをきちっと連携を図っているのか。

私が、この問題を質問するに当たりまして、部局とのやりとりをしたわけですが、そのときには、教育はどのような支援を行っているの、福祉はどのような支援を行っているのという形で言われておりました。というのは、行政自身が知らないという形で、私は見えたんです。それは、支援センターがあるからというふうに任せるのではなく、やはりこうした行政自身が先頭に立って、この問題をどうかかわっていくのか、どう支援していくのかということが十分大事になってくると思いますので、その辺のこの問題、行政が責任を持ってしっかりとやっていくという心得で、この総合支援センターを含めてやっていくのかどうかについても、お聞きをしたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、障害児者相談・支援センターについてでございます。

これは市が設置しているものでございまして、先ほどのお話の中では、周知が足りないのではというようなこともございましたけれども、これについては、引き続き

き周知していききたいと、このように考えてございます。

それから、相談機能の関係、教育部と、それから福祉部との相談機能の一本化ということですが、それにつきましては、現在も連携をとった中で進めてございます。

それから、行政が責任を持ってやっていくのかということですが、当初お答えさせていただきましたとおり、当然、連携は非常に大事なことであり、また、情報を共有するというのも、これは当然、必要なことだと思います。行政としてやるべきことはやっていききたいと、このように考えております。

○松下議長 これでも市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を願います。

○市来議員 2点目の質問にまいりたいと思います。

学校図書館の活性化への環境整備についてであります。

今、私たちを取り巻く環境は、テレビの普及に始まり、パソコン、携帯電話など多くの情報をどこからでも自由に検索し、瞬時に手に入れるとともに、それを他人に伝えることも簡単に行える時代となっております。今後、さらに普及、発展することが予測されます。しかし、このことによって、児童から青少年までの幅広い年代における読書の量がより一層低下することが予想され、このままの傾向が進むと、表現力や創造力を身につけ、豊かな感性を育てるという人間形成の一面において大切な部分の発達が心配されています。

本は、人がその人生の中で得た知識をほかの人間に、また、次世代の人間に伝える力を持ちます。人は知識を得るためだけでなく、感情を得るためにも本を読みます。本を読み、さまざまな感情を知り、感性を豊かにしていくことは、人間の成長にとって極めて重要なことです。この意味で、人は本を読む必要があるし、特に、子どもは必要です。楽しい、おもしろい、そして悲しい本、こうした本を子どもにはたくさん触れてほしいものです。

子どもの読書活動を推進するためには、学校図書館や地域の図書館等の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが求められています。その中でも、学校図書館は、子どもたちにとって最も身近で密接な読書活動の場所です。また、指導の工夫次第で、読書活動の持つ意義や、目的に対する反応が最も理解できるという点や、今後の成長に合わせた読書活動の基礎をつくるという意味においても重要な役割を担っております。

学校図書館法が改正され、12学級以上の全ての小・中・高等学校に司書教諭の配

置が義務づけられました。司書教諭の役割は、学校図書館の管理運営、読書計画、図書館資料の選択、教材としての活用の工夫など多岐にわたっております。そして、子どもたちが本と出会う機会を提供することです。しかし、市内の小・中学校では、司書教諭が配置されても、実際には、学級担任を兼務しているため、司書教諭としての役割を十分発揮できないのが現状ではないでしょうか。

児童の図書委員の活動や、地域のボランティアによる読み聞かせなどの取り組みがありますが、子どもたちの読書活動推進には、児童・生徒がもっと学校図書館を利用できる時間をふやす必要があります。学校図書館司書は、図書館の環境整備、授業での資料提供を行うとともに、子どもへの働きかけにより、読書活動推進に大きな役割を担っています。専門性を持つ学校図書館司書の常勤、正規での配置が求められます。各小・中学校に学校司書の配置を求めますが、いかがでしょうか。

2点目は、読書推進のための取り組みについてであります。

子ども読書活動推進法に策定の努力規定がある「子ども読書推進計画」、岩出市においては、平成20年3月に子どもの読書活動がより広まるよう推進し、子どもの読書環境を豊かにするために、岩出市子ども読書活動推進計画第1次を策定し、子どもの自主的な読書活動の推進や子どもの読書環境の整備、充実に努めてきました。これまでの第1次計画期間での取り組みにおける成果と課題を踏まえ、さらなる岩出市における子ども読書活動推進のため、第2次岩出市子ども読書活動推進計画を平成25年策定しております。

第1次計画期間における岩出市の子どもの読書活動推進の取り組みと、今後の課題を検証し、子どもたちの生涯にわたる生きる力の基礎的な部分を育む豊かな読書環境づくりを継続的に推進していくために、第2次岩出市子どもの読書活動推進計画を策定していますが、読書推進のための今後の取り組みについての計画、その辺について、あるのか、お伺いをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員のご質問の2、学校図書館の活性化への環境整備について、小・中学校に学校図書館指導員、学校司書の配置を、読書推進のための取り組みについてということについては、一括してお答えさせていただきます。

読書は、先ほど、市来議員がおっしゃるように、豊かな心や感性を育むとともに、全ての教科の基礎、基本となる読解力を高める上で大変有効であり、学習指導要領にも、学校図書館や公共図書館を利活用した学習活動や読書活動の推進が示されて

おります。

本市の小・中学校における読書推進については、全ての学校で朝の読書を実施するとともに、小学校では、教員やボランティアによる読み聞かせを実施するなど、各学校で工夫した取り組みがなされています。

また、市内の全ての学校図書館では、国が示す学校図書館標準に基づく蔵書冊数の達成割合は、100%をクリアするとともに、貸し出しや蔵書管理等についても、コンピューター管理ができるよう環境整備が整っております。

また、岩出図書館においても、これまで岩出市子ども読書活動推進計画を1次、2次と策定し、現在は2次計画にのっとり、子どもたちの生涯にわたる生きる力の基礎的な部分を育む読書活動を推進するとともに、お話し会や体験教室を初め、さまざまなイベントの開催などを図書館ボランティアの協力を得ながら実施し、利用促進に努めております。

また、学校支援のため、学校団体貸し出しの制度を設けたり、学校と連携して、家庭における読書活動を推進するため、推薦読書リスト一覧と読書記録が記入できる「うちどくノート」を作成し、市内全ての小・中学校に配布するなどの取り組みをしております。

今年度、教育委員会は、これまでの取り組みを踏まえ、県下トップクラスの蔵書数や機能を有する岩出図書館と連携し、さらなる読書活動の推進と学校図書館の活性化を図るため、新たな取り組みとして、岩出図書館の司書資格を持った職員を、9月当初から市内全小学校に週1回派遣することとしております。

派遣された職員は、その専門性を生かし、学校図書館の環境整備、児童への読書支援や各校の図書館ボランティアによる読み聞かせの研修など、各校のニーズに合った業務を行うとともに、岩出図書館の施策がより確実に学校に反映されることにより、これまで以上の学校の図書館や読書活動の活性化が図られるものと考えてございます。

また、中学校には、これらの取り組みを参考に、各校の司書教諭及び図書館関係者を通して、学校図書館や読書活動の活性化を図るよう指導することとしてございます。

以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 学校への司書の配置について、今、答弁がございました。1週間に一度、

小学校がですか、1週間に1回、司書を岩出図書館から司書の資格がある方が、小学校だけではありますが配置すると。私は、これについては、一歩前進と評価をします。しかし、まだまだ不十分であると考えております。

先月、総務文教常任委員会で、北海道の恵庭市に視察をしてまいりました。恵庭市の取り組みについて述べておきます。

読書のまち恵庭として、恵庭市、人とまちを育む読書条例を制定され、平成25年4月から施行されている都市でもあります。まち全体で、子どもから大人までの生涯各期において、いつでも、どこでも、誰もがひとしく読書活動に親しむことができるよう、読書の環境づくりに力を注ぎ、市民とともに地域ぐるみで読書のまちづくりを進めております。

取り組みの中には、子どもたちへの読み聞かせを初め、ブックスタート、図書館システムの整備、ネットワークの充実といったことがあります。こうしたことは、岩出市でも取り組みは同じように進められてきています。しかし、ここで違うことは、恵庭市では、平成16年には市内全小学校、平成18年には市内全中学校に専任の学校司書、小・中学校合わせて13校ありますが、北海道で初めて配置しているところです。司書教諭と学校司書の連携により、児童生徒が豊かな心、みずから学ぶ力を身につけ、読書習慣を形成しています。

学力・学習調査の質問紙調査において、読書が好きと答える児童生徒が全国、そして、北海道全体と比べ多いという状況がここでは生まれています。市は、豊かな心の育成や課題解決のための情報源として、本を抵抗感なく活用できる子どもたちの将来にとって、大切なことであり、読書が好きと感じている子どもたちが多いことは、それらにつながると評価されております。

もう一つ、これは日本教育新聞に掲載されていた記事からですが、学校図書館の効果的な活用は、児童生徒の学力向上につながるという考えのもと、千葉県柏市では、平成15年度から学校図書館を利活用しやすい環境の整備を行ってきています。この年から学校司書を配置し始め、本年度では、全小・中学校への配置を目指し、学校司書を増員しているそうです。

市では、小・中学生対象の学力テスト結果を分析し、学校図書館を活用した学校ほど、学力テストの正解率が高いなどの傾向があると分析しています。司書を配置したから、すぐに学力の向上、効果があらわれるということは少ないですが、人間として生きていく上で、本を読むことで視野を広げ、豊かな視点で幅広く考え、深めることができるよう成長すれば、それはすばらしいことです。今から充実を図るこ

とが将来の力となってきます。

ことしの秋から配置予定になると思いますが、今後、段階的に、1週間に一度だけではなく、学校に常に司書を配置する方向への充実を求めますが、これについてお答えを求めたいと思います。

それから、岩出図書館から、週に一度、学校に司書を送るということですが、これは市の職員でやるのかどうか、これについてお聞かせ願いたいと思います。それとも、図書館は委託されておりますが、その中から行かれるのか、きちっと岩出市の職員としての司書の資格を持った職員が配置をすることになっているのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の、派遣される職員についてですが、これは、現在、岩出図書館はTRCという図書流通センターの業者委託をしておりますので、その司書資格を有する職員を派遣するという、業者委託の職員を派遣するということとございます。

2点目の、常勤で正規の派遣はできないのかというふうなことについての質問でありますけれども、市内全ての小・中学校に司書資格を持つ正規の職員を、図書館司書として配置するというのは、人材確保等多くの点で、市単独で行うことは困難であると考えております。

本県の状況ですけれども、本県においては、小・中学校に学校図書館司書を配置する市町村がまだまだ少なく、その場合でも、全てが非常勤で、週1、2回程度の勤務と、しかも、司書資格を有しているとは限らないというふうな状況にあります。

北海道の恵庭市の話も聞かせていただいたんですが、北海道でも、市として、全小・中学校に常勤を派遣しているというのは、現在、恵庭市だけではないかというふうなことも聞いております。全ての小・中学校に司書資格を持つ正規の常勤職員をということの有用性を考えれば、これはある意味で、基本的に国とか県が行うべき施策ではないかというふうに考えてございます。

それから、議員もありましたように、学校図書館司書が配置になったからということで、一気に図書館の活動とか読書活動が進むものといえば、そうでもない場合もあろうかと思えます。そういう意味も含めて、先ほど、今年度の取り組みにおける活用方法とか、有効性などを検証した上で、継続等について、今後、十分検討し

てまいりたいと、そういった意味で考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 さっき、司書のことでお聞きをしました。これは、職員、直での行政の職員ではなく、センターですか、委託されているそちらから行かれるということですが、これ、財政的な点、この委託先との形では、どのようになっているのか、これまでの契約の中に、行ってくださいという形で含まれているのか、どのような契約になっているのかという点を一部お聞きをしたいと思います。

委託料の中に、それも含めて、全て含まれているのか。この学校に派遣という形で今年度から行くということは、新たなことを始めるということなのですが、その辺については、どのような形になっているのかというのをお聞きしたいと思います。

2012年の文部科学省の調査で、学校図書館担当職員を配置、学校司書ですね、配置した公立小・中学校がゼロなのは、全国で和歌山県のみだったということが、調査の結果でわかっています。13年度から配置を始めた学校はあるが、これと和歌山県の教委は、今後も配置を働きかけたいと話している。という記事も見ました。

学校司書は、学校図書館の環境整備や、図書館を利用した学習支援などを行う文科省の学校図書館の現状に関する調査、これ12年5月現在によると、学校司書の配置割合は、全国平均で小学校が47.9%、中学校が47.6%となっています。和歌山県の県教委、学校指導課は、学校司書は本と人をつなぐ、配置校では、図書館の利用がふえている、学習面でも全国学力テストの点数は、配置校が全科目で未配置校を上回っていると話しております。

文科省は、小・中学校への学校司書配置のため、12年度から1年度当たり約150億円の予算を措置、これは1週当たり30時間の職員を2校に1人程度配置できる規模という。ただし、用途を特定しない一般地方財源で、配置には市町村での予算化が必要になる。平成24年度の予算として、文部科学省では、1番目に、学校図書館の図書整備に約200億円、2番目に、学校図書館への新聞配備に約15億円、3番目に、学校図書館担当職員いわゆる学校司書ですが、その配置について約150億円という予算措置をしたということがあります。

これは、地方交付税措置としての財源措置でありますので、図書費として、これだけという形ではございません。先ほどもおっしゃっていたように岩出市では、増冊、本をしっかりと100%整えてくれるとおっしゃっておりますが、大変、こ

の地方交付税の一部として入ってきているのでわかりにくいということはあります。しかし、このお金をしっかりと予算化して、司書配置を行うことは必要ではないのかということを考えます。なぜ、予算化に積極的に行わないのか、まず、お聞きをします。

子どもの教育にお金をかけることは、将来の日本、また、岩出市のためになると教育長は思いになりませんか。それについて、お答えをしていただきたいと思います。

地方交付税として算定基礎に入れられて、一般財源化されているものを、岩出市が予算化しないということは、市民も納得できないものであったと考えております。一方で、地方債の減債基金に積み立て、借金の返済優先に回すというのが岩出市、そのように言われても弁明しようがないのではないのでしょうか。これは、司書の問題だけでなく、第三中学校建設に動こうとしないところを見ても、市政の教育、子どもに対する基本的な姿勢の冷たさが背景にあると言わなければなりません。

加えて、先ほどお聞きした委託先の財政の点も含めてですが、やはり財政が豊かなこの岩出市で、子どもの教育にお金をかけない市の姿勢というのは冷た過ぎます。一遍に小・中学校全て配置が難しいとしても、来年度から徐々に常勤の司書配置ができるよう、しっかりとした予算措置を求めます。ちゃんときちっと地方交付税に含まれているということであれば、この岩出市としても、予算措置をして行うべきと考えますが、これについて、再度答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再々質問にお答えします。

まず、業者委託の件でありますけれども、これは3年間の業者委託ということで、昨年度、委託しておりますので、その中には、この事業は入れてございません。その時点では、こういう計画はなかったということで、その範疇の中で、工夫しながら、こういう制度をつくり上げてきたということ、まず、ご理解いただきたいというふうに思います。

それと、地方交付税のことですが、これにつきましては、交付税措置ということで、国のほうで、平成24年度から措置されておりますが、昨年も言いましたように、これはあくまで地方交付税の措置でありまして、これにつきましては、その自治体等でいろいろの施策の中で、バランスをとりながらしていくことだろうと考えております。

これにつきましては、私も先ほど言いましたように、この措置そのものにつきましても、1週当たり30時間の職員をおおむね2校に1名程度、しかもこれにつきましては、司書資格を有する者とか、非常勤だとか、何も記載されていない中で、換算しますと、週に1回ないし2回というふうなことの派遣になろうかと思いますが、こういうことよりも、やはり、先ほども言いましたように、やっぱり図書館司書の重要性というのを国が考えるならば、これはやっぱり基本的に国・県がやっていくべき事業だというふうに考えてございます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

交付税の関係でございますけれども、ご承知のように、交付税については、一般財源ということであります。教育関係にどれだけ充当されているかということもあるわけですが、それぞれ、施設整備であるとか、ソフト整備であるとか、そういうものに充てられておまして、おっしゃったように、図書館の整備、蔵書ですね、この関係にも使われておるということでもありますので、総合的な中で、教育費への予算化ということになると思いますので、必ず交付税で入っているから、教育のほうに必要な予算化をとということではないのではと思います。

それから、あと、予算化の関係なんですけれども、司書の関係の予算化ですね。司書の関係については、先ほど教育長さんがおっしゃられたように、司書を配置したからといって、その効果がどうであるとかいう、活用方法とか有効性などを検証した上でということでもありますので、そういう実績効果が見られないという、きちっと成果が出ていない段階で、予算措置は難しいのではないかというふうに思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○松下議長 これで市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。